

介護・医療連携推進会議及び運営推進会議について

1 趣旨

介護・医療連携推進会議及び運営推進会議は、地域密着型サービス事業所が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等の活動状況を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。

また、介護・医療連携推進会議は、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることも目的としています。

2 会議運営にあたっての留意事項

(1) 会議運営ルールの明文化

基準条例第40条、第60条の17等で会議の規程を整備することを規定していますので、「運営要綱」、「運営要領」、「運営規程」等の形で明文化に努めてください。

第40条第2項

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、介護・医療連携推進会議の運営に関する規程を整備し、介護・医療連携推進会議を円滑に運営しなければならない。

第60条の17第2項

2 指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議の運営に関する規程を整備し、運営推進会議を円滑に運営しなければならない。

(2) 会議の構成員

会議は、「利用者」、「利用者の家族」、「地域住民の代表者」、「地域包括支援センターの職員」、「知見を有する者」、「地域の医療関係者」（介護・医療連携推進会議のみ）で構成されます。それぞれの構成区分から最低1名の構成員を選任してください。

なお、管理者や従業員など、「事業所の関係者」は構成員ではありません。会議において活動状況を報告し、評価・要望・助言等を受け、記録する立場で参加いただくこととなります。（開催にあたっての事前準備（日程調整、資料の作成など）や当日の会議運営（進行・説明など）も事業所が行ってください。）「地域住民の代表者」、「知見を有する者」については運営指針2（2）構成員を参考に選任してください。

運営推進会議に「知見を有する者」が参加していないケースが数多く見受けられます。「知見を有する者」は、客観的、専門的な立場から助言を得られる存在です。「知見を有する者」には同種事業の他事業所の職員等が該当します（法人内部の有資格者等は認められません）ので、現在運営推進会議の構成員として「知見を有する者」がいない事業所は早急に選任してください。

また、「地域住民の代表者」に自治会役員や民生委員等を選任している場合、年度替わりで交代していないか確認をし、随時見直しを行ってください。

(3) 会議の開催回数

サービス種類	開催回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6ヶ月に1回以上
小規模多機能型居宅介護	おおむね2ヶ月に1回以上
看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2ヶ月に1回以上
認知症対応型共同生活介護	おおむね2ヶ月に1回以上
地域密着型特定施設入居者生活介護	おおむね2ヶ月に1回以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2ヶ月に1回以上
認知症対応型通所介護	おおむね6ヶ月に1回以上
地域密着型通所介護	おおむね6ヶ月に1回以上
療養通所介護	おおむね12ヶ月に1回以上

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を含めた認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護の3サービスについては、おおむね6月に1回以上の開催となるため、開催時期が10月、3月の2回に集中することが想定されます。

事業所数が多く各地域包括支援センターの職員の負担軽減のため、構成員を選出し次第、随時開催していただけますようお願いいたします。

また、地域密着型サービスの運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、以下の要件を満たす場合に、複数の事業所での合同開催を認めています。

要件
① 利用者および利用者家族について匿名にするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
③ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
④ 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護/認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護
上記①～④の要件を満たす
地域密着型特定施設入所者生活介護/ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
上記①～③の要件を満たす
地域密着型通所介護/認知症対応型通所介護
上記①～②の要件を満たす

(4) 会議の開催場所

会議の開催場所については、会議の構成員が事業所の雰囲気やサービス提供の様子を把握しやすいよう、事業所において開催することが望ましいと考えます。

なお、サービス提供中の「食堂・機能訓練室」については使用せず、会議室や多目的スペースなどを活用してください。(利用者の承諾が得られれば、会議の中で一時的にサービス提供の様子を見てもらうことは可能です。)

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の基本的対策（三密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒、換気等）が確実に実施できる場所を確保できる場合に限ります。

(5) 議題について

運営推進会議に対して、「活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く」ことが義務付けられます。

活動状況の報告については、会議の構成員が理解できないような事項はなるべく避け、様々な意見を引き出せるような内容となるよう工夫してください。個人情報が含まれるようなケースカンファレンスにならないよう注意してください。

詳しくは、運営指針 2（3）議題を参考にしてください。

※一般社団法人 日本認知症グループホーム協会が2010年3月に発行した

『認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック』を参考にしてください。

(6) 運営推進会議を活用した、身体的拘束適正化検討委員会の開催について

地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における委員会については、運営推進会議と一体的に設置・運営することができます。

(7) 議事録の作成・公表

基準条例において、以下のことが義務付けられています。

- ① 活動状況の報告内容、評価、要望、助言等についての「記録」（議事録）を作成する

こと。

会議の記録は、少なくとも、開催日の翌日から起算して5年間（60ヶ月間）保存してください。

② 議事の概要を公表すること。

議事録は公表することとなっております。公表は事業所窓口において行うことを原則とします。公表にあたっては、利用者及び家族の個人情報の保護に配慮してください。

③ 毎会議開催後、議事録等を甲府市介護保険課経営係あてに報告すること

議事録等は、会議開催後1カ月以内を目途に提出してください。議事録には、発言内容を含む会議内容が分かるように記録をし、参加者の名簿を添付してください。

(8) 新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の対応について

このことにつきまして、令和3年10月21日付通知の中で、新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止の観点から、基本的感染対策を確実に実施できる場合については、集合会議形式での開催の自粛を解いています。しかし、広い会議場所の確保が難しい場合や十分な換気が出来ないなど、感染拡大防止の基本対策が確実に実施できない事業所においては、特例として書面会議での開催を認めています。

書面による意見交換を開催する場合、会議資料を各構成員へ配布したのち、必ず意見交換を行ってください。昨年度、市に提出された議事録で、会議資料の送付のみ行い意見交換をしていない事業所が見受けられました。意見交換をすることにより書面会議が成立したことになりますので、必ず行ってください。また、その議事録については、市へ提出するとともに、各構成員へも周知してください。市へ提出する議事録には、**会議資料、意見交換記録、資料配布者リストを含めてください。**

なお、やむを得ず中止とした場合は、会議資料を各構成員へ配布し、中止理由を説明の上了承を得ていただき、併せて報告書を市へ提出してください。

3 外部評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、介護・医療連携推進会議又は、運営推進会議に報告した上で公表することとなっております。

また、令和3年度からは、認知症対応型共同生活介護において、運営推進会議を活用した外部評価の実施が可能になりました。**運営推進会議を活用して外部評価を行う場合は、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業所団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要とされていますので、構成員の選任には注意してください。**

詳細は「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」をご確認ください。

甲府市地域密着型サービス事業所における介護・医療連携推進会議 及び運営推進会議運営指針

平成28年4月1日（甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課作成）

1 目的

甲府市地域密着型サービス事業所における介護・医療連携推進会議及び運営推進会議運営指針（以下「運営指針」という。）は、介護・医療連携推進会議及び運営推進会議（以下「会議」という。）が、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、法令に定められた責務を遂行するほか、各事業者が策定している「地域に密着した介護サービスの運営方針」（以下「運営方針」という。）の実施状況を、適正評価するための機関として適切に運営されることをもって、地域密着型サービス事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与することを目的とする。

2 会議の運営にあたっての留意事項

（1）会議運営ルール

① 会議運営ルールの明文化

効率的な開催と議事運営のため、運営推進会議の運営ルールの明文化に努める。

（例） ○ 本指針に示した事項の全部又は一部について、「運営要綱」「運営要領」「運営規程」等の形で明文化する。

（別紙参照：グループホーム〇〇〇運営推進会議設置運営要綱（GHモデル））

② 構成員の人数について

会議が法令に定められた責務を遂行する必要性及び、事業所又は地域ごとの実情を踏まえ、構成員の適切な構成及び人数をあらかじめ定めるよう努める。なお、議事成立人数を定める場合（③参照）、構成員の構成及び人数を定めることが前提となる。

（例） ○ 会議の構成員は、「利用者」、「利用者の家族」、「地域住民の代表者」、「地域包括支援センターの職員」、「知見を有する者」を合わせて6名以上とする。ただし、恒常的に会議に出席しない者や恒常的に出席しないことが見込まれる者については、構成員としない（「利用者及び家族」はその限りでない）。

○ 構成員のうち、外部から招く者（以下「外部構成員」という。）については、「地域住民の代表者」、「知見を有する者」、「地域包括支援センター職員」についてそれぞれ1名以上、合わせて3名以上とする。なお、「地域住民の代表者」のうち1名については、「知見を有する者」と兼ねることを妨げない。

○ 市職員については、行政関係者としての地域包括支援センター職員に対し、必要な助言・指導等を行うものであり、恒常的に会議に出席することが不可能であることもあり、構成員とはしない。

③ 議事成立人数について

円滑に議事を運営し、かつ構成員欠員に伴う未開催が頻発することを防止するため、議事が成立するための人数をあらかじめ定めるよう努める。

- (例) ○ 議事は、構成員全員のうち過半数以上、かつ外部構成員のうち過半数以上の出席をもって成立するものとする。

④ 議事について

効率的に議事を運営し、過不足なく議論を行うため、議事を司る議長を置くよう努める。

- (例) ○ 議長を置く。
○ 議長のほか、議事における役割分担を明確にする。
○ 事業者は、事務局として運営推進会議に参画し、運営推進会議への報告を行うほか、運営推進会議からの評価、要望、助言等について記録を作成する。

⑤ 開催頻度及び開催計画について

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「密着基準条例」という。）及び甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「密着予防基準条例」という。）上求められる開催頻度（密着基準条例第40条、第60条の17及び第60条の38、第80条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条、第203条で準用する第60条の17、密着予防基準条例第40条及び第66条、第87条において準用する第40条に基づく）を遵守し、運営推進会議の責務を果たすため、計画的な開催に努める。

- (例) ○ 明文化したルール等において、開催回数は年度中（又は暦年中）2月に1回以上とすることを定める。
○ 開催計画（年度間又は暦年間の開催年月日を定めるもの）を作成し、あらかじめ構成員に周知する。なお、構成員の出席率向上のために、計画した開催年月日を適宜変更することは差し支えない。
○ 上記開催計画において、開催日ごとに予定される議題（主なもので可）をあらかじめ定めておく。

(2) 構成員

会議の構成員は次のとおりとする。

- (ア) 利用者
(イ) 利用者の家族
(ウ) 地域住民の代表者
(エ) 地域包括支援センターの職員
(オ) 知見を有するもの
(カ) 地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議のみ）

① 「地域住民の代表者」について

「地域住民の代表者」を例示すると、以下のとおりである。

- (例) ○ 自治会等の地域団体の代表者等
- 民生委員
- 老人クラブの代表者等
- 当該運営推進会議において地域住民の代表者と認められる者

② 「知見を有する者」について

(ア) 「知見を有する者」は、密着基準条例第 40 条、第 60 条の 17 及び第 60 条の 38、第 80 条、第 109 条、第 129 条、第 150 条、第 178 条、第 190 条、第 203 条で準用する第 60 条の 17、密着予防基準条例第 40 条及び第 66 条、第 87 条で準用する第 40 条において、当該運営推進会議又は介護・医療連携推進会議設置事業所が提供するサービスについて知見を有する者とされていることに注意すること。なお、本指針施行時において既に「知見を有する者」を選任している事業所において、当該知見について未確認であること等を理由に、かかる構成員を交代させる必要はない。

(イ) 「知見を有する者」は、議事の公平性・客観性を高めるため、事業者の関係者（当該事業所の従業者及び事業所を運営する法人及び系列法人等の役員・社員・職員・構成員等）でない者、かつ行政関係者（地域包括支援センター職員）でない者をもって充てるよう努める。

(ウ) 行政実務経験者を「知見を有する者」に充てる場合は、甲府市の現職員でない者をもって充てる。

(エ) 「知見を有する者」を例示すると、以下のとおりである。なお、例示した資格・肩書き等は、当該運営推進会議設置事業所が提供する介護保険サービスについて知見を有することを保証するものではないことに注意すること。

- (例) ○ 高齢者福祉や介護保険制度等に関する学識経験者・教育者
- 社会福祉士又は介護福祉士若しくは介護支援専門等、高齢者福祉・介護に係る資格を有する者
- 当該地域を所管する医師会の代表者等やその他の医療関係者（看護師、保健師等）
- 同種事業の他事業所の職員
- 高齢者福祉・介護関係の行政実務経験者（甲府市の現職員を除く）

(3) 議題

① 必須の議題

(ア) 運営方針関連

- (例) ○ 運営方針の策定・変更（策定・変更時に議題とする）
- 運営方針の実現のための具体的方策の検討（方策検討時に議題とする）
- 運営方針の実施状況の報告及び評価（毎回もしくは定期的に議題とする）

(イ) 活動状況の報告及び評価関連

- (例) ○ サービスの提供内容（小規模多機能型居宅介護における提供回数、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護における長期宿泊者等の報告も含む）に対する評価及び要望・助言等（回ごとのテーマを決める等して、毎回もしくは定期的に議題）
- 自己評価及び外部評価の内容検討及び要望・助言等（定期的に議題とする）
 - 地域交流の実施状況に関する評価及び要望・助言等（定期的に議題とする）
 - 事故・ひやりはっと事例及び改善取り組みの評価及び要望・助言等（定期的に議題とする）
 - 苦情・要望への対応の評価及び要望・助言等（定期的に議題とする）

(ウ) 介護保険外サービスの費用負担関連

- (例) ○ 介護保険外の費用受領ルールの評価（当該ルールの新設・変更時に議題とする）
- 介護保険外の費用の収受・支払い状況の報告及び評価（定期的に議題とする）

(エ) 地域における介護及び医療に関する課題（介護・医療連携推進会議のみ）

② その他の議題例

(ア) 従業員の資質向上関連

- (例) ○ 従業員の各種研修受講の状況の報告及び評価（定期的に議題とする）

(イ) 事業所運営に係る報告（毎回もしくは定期的に議題とする）

- (例) ○ 利用者数、新規入居者・退去者数等
- 人員配置（就業者総数、勤務シフト等）の変動
 - 事業所単位又は運営法人の収支・決算状況（会計年度毎に議題とする）
 - 行政から受けた指導の内容及び改善状況（指導を受ける毎に議題とする）

(ウ) その他

- (例) ○ 地域住民が参加する事業者主催の催しの提案・企画
- 地域で開催される催しへの参画・協力内容
 - 地域交流スペースの活用方法
 - 民生委員や自治会役員等による在宅要援護者支援活動との連携
 - 家族会からの報告（家族会がある場合）

(4) その他

① 記録の公表

(ア) 議事の概要を公表すること。公表は事業所窓口において行うことを原則とする。

(イ) 公表にあたっては、一般の方が知り得るよう努めるほか、とりわけ、地域住民への周知について配慮すること。

(ウ) 公表にあたっては、利用者及び家族の個人情報の保護に配慮すること。

(エ) 公表方法の例

- (例) ○ 事業所窓口等、訪問者が見やすいところに、自由に閲覧できるようファイリングして設置又は掲示する。
- 事業所の会報（利用者・家族向け、職員向け、外部向け等）に掲載する。
 - 事業所のホームページに掲載する。
 - 事業所窓口やホームページで閲覧できることを、運営推進会議をはじめ、地域の集会や回覧板等で周知する。

② 記録の保管

会議の記録は、少なくとも、開催日の翌日から起算して5年間（60ヶ月間）保存すること。

③ 甲府市への報告

毎会議開催後、議事録等を甲府市介護保険課あてに報告すること。

グループホーム〇〇〇運営推進会議設置運営要綱（GHモデル）

（目的）

第1条 「甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第129条で準用する第60条の17に基づき、利用者や家族、関係機関などからの要望、助言等を聞き、また、「グループホーム〇〇〇」が提供するサービスを明らかにすることにより、サービスの質の確保・向上を図ることを目的として、「グループホーム〇〇〇運営推進会議」（以下「運営推進会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 運営推進会議は、委員〇〇名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 利用者 1名以上
- (2) 利用者の家族 2名以上
- (3) 地域住民の代表 1名以上
- (4) 地域包括支援センターの職員 1名以上
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業について知見を有する者（地域住民代表と兼務可） 1名以上

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（定足数）

第3条 運営推進会議の議事については、委員の過半数以上、かつ第2条2項第3号から第5号までに該当する者のうち過半数以上の出席をもって成立する。

（開催）

第4条 運営推進会議の開催方法は、次のとおりとする。

- (1) 運営推進会議は、原則として2ヶ月に1回以上開催するものとする。ただし、委員などが必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。
- (2) 運営推進会議に、議長及び副議長を置く。
- (3) 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- (4) 事業者は、事務局として運営推進会議に参画し、会議の議題説明と書記等を行う。

（議題）

第5条 運営推進会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 運営方針に関する事
- (2) 活動状況の報告及び評価に関する事
- (3) 介護保険外サービスの費用負担に関する事

- (4) 従業員の資質向上に関すること
- (5) 事業所運営に関すること
- (6) その他特に必要と認められた事項

(通知方法等)

第6条 運営推進会議開催の通知方法等は、次のとおりとする。

- (1) 運営推進会議開催通知は、書面配布、館内掲示等により行う。
- (2) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

(記録の作成及び公表)

第7条 運営推進会議の議事については、開催の都度、報告事項、評価、要望、助言、出席者の発言等の記録を作成し、各委員に送付するとともに、事業所内において閲覧できるようにする。また、事業所の会報、事業所ホームページ等への掲載をする。

(守秘義務)

第8条 守秘義務については、次のとおりとする。

- (1) 運営推進会議の委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 運営推進会議の委員に関する個人情報は、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は、同意無しに公表されることはない。

(報告)

第9条 運営推進会議の議事録については、各運営推進会議開催後、速やかに甲府市介護保険課に報告をすること。

(庶務)

第10条 運営推進会議の庶務は、事業者において処理する。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇〇事業所 運営推進会議

氏名	構成区分	職名等
利用者A	利用者	
利用者Bの家族	利用者の家族	

- 1 「構成区分」欄には、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者等の別を記入してください。
- 2 「職名等」欄には、自治会長、民生委員等を記入してください。
- 3 指定申請時には利用者またはその家族は未定であるため、「氏名」欄には「利用者A」「利用者Bの家族」と記入してください。

老振発第0327第4号
老老発第0327第1号
平成27年3月27日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、従来、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うこととしていたところであるが、今般の見直しにより、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）第3条の37第1項に規定する介護・医療連携推進会議又は第85条第1項、第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）に報告した上で公表する仕組みとすることとし、見直し後の評価に係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所への周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 総論

地域密着型サービス基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、このうち運営推進会議等に関する事項は、市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準に該当し、市町村の指導監査や立入調査等において遵守状況の点検対象となる場合がある。

地域密着型サービス基準では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は介護・医療連携推進会議をおおむね3月に1回以上、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催することを規定しているが、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うこととしたところである。これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものである。

各事業者には、運営推進会議等の開催、運営推進会議等を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが地域密着型サービス指定基準により義務づけられており、利用者に対するサービス提供にあたり、職員に対し、十分に意識づけを図ることが重要である。

2 評価の実施方法について

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

ロ 介護・医療連携推進会議による評価について

- (1) 介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。
- (2) このため、当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

二 小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。
- (2) したがって、小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての

従業者が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（スタッフ個別評価）と、従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成される。

① スタッフ個別評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものである。
- ・ 原則として、地域密着型サービス基準により配置が義務づけられている全ての従業者が行うことが望ましいが、やむを得ない事情によりスタッフ個別評価を行うことできなかった従業者があった場合に、直ちに地域密着型サービス指定基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではないこと。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものである。
- ・ 管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従業者が参加するミーティングをもとに作成することとし、スタッフ個別評価を行った従業者は、可能な限り参加に努めること。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものである。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

三 看護小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者（地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者（以下「従業者等」という。）が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者等の振り返り結果を当該事業所の従業者等が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供す

るサービスについて個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

- (2) したがって、看護小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（従業者等自己評価）と、従業者等が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成される。

① 従業者等自己評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者等が、これまでの取組や関わりについて個人で振り返るものである。
- ・ 原則として、全ての従業者等が行うことが望ましいが、やむを得ない事情により従業者等自己評価を行うことできなかった従業者等があった場合に、直ちに地域密着型サービス基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではないこと。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、すべての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものである。
- ・ 管理者や代表者が単独で作成するものではなく、複数の従業者等が参加するミーティングをもとに作成することとし、従業者等自己評価を行った従業者等は、可能な限り参加に努めること。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものである。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

3 様式等について

- (1) 自己評価及び運営推進会議等を活用した評価は、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が従事者と協議して実施することとする。
- (2) 自己評価及び運営推進会議等を活用した評価は、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うものとする。

なお、評価に係る項目の参考例について、以下のとおりお示しする。

(サービスごとの様式)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 自己評価・外部評価評価表・・・別紙 1
- 小規模多機能型居宅介護
 - ・ スタッフ個別評価・・・・・・・・別紙 2－1
 - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙 2－2
 - ・ 地域からの評価・・・・・・・・別紙 2－3
 - ・ サービス評価総括表・・・・・・・・別紙 2－4
- 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 従業者等自己評価・・・・・・・・別紙 3－1
 - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙 3－2
 - ・ 運営推進会議における評価・・・別紙 3－3

4 結果の公表について

(1) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければならない。

なお、3に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者については別紙 1 を、指定小規模多機能型居宅介護看護事業者については別紙 2－2 及び別紙 2－4 を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については別紙 3－3 を公表すること。

(2) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。

(3) 事業所が所在する市町村は、サービスの利用希望者の選択に資するため、運営推進会議等を活用した評価の結果について、市町村の窓口や管内の地域包括支援センターの窓口における閲覧しやすい場所に掲示するよう努めること。

- 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号）（抄）

新	旧
<p>「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について</p> <p>標記については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第 97 条第 8 項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第 86 条第 2 項において、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）に対し、自ら提供する介護サービスの質の評価（以下「自己評価」という。）を実施し、定期的に外部の者による評価（以下「外部評価」という。）を受け、それらの結果等を公表することが義務付けられているところであるが、それらに係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、該当事業所並びに各都道府県が選定する外部評価機関への周知をお願いいたします。</p> <p>また、本通知の発出に伴い、「認知症高齢者グループホームの適正な普及について」（平成 13 年 3 月 12 日老計発第 13 号本職通知）、「認知症高齢者グループホームの自己評価項目の参考例等について」（平成 14 年 1 月 28 日老計発第 3 号本職通知）、「指定認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が提供する外部評価の実施について」（平成 14 年 7 月 26 日老計発第 0726002 号本職通知）、「認知症介護研究・研修東京センターが評価機関としての業務を行う際の具体的な手続等について」（平成 14 年 7 月 31 日老計発第 0731001 号本職通知）については、廃止する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p>	<p>「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について</p> <p>標記については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第 97 条第 7 項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第 86 条第 2 項において、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）に対し、自ら提供する介護サービスの質の評価（以下「自己評価」という。）を実施し、定期的に外部の者による評価（以下「外部評価」という。）を受け、それらの結果等を公表することが義務付けられているところであるが、それらに係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、該当事業所並びに各都道府県が選定する外部評価機関への周知をお願いいたします。</p> <p>また、本通知の発出に伴い、「認知症高齢者グループホームの適正な普及について」（平成 13 年 3 月 12 日老計発第 13 号本職通知）、「認知症高齢者グループホームの自己評価項目の参考例等について」（平成 14 年 1 月 28 日老計発第 3 号本職通知）、「指定認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が提供する外部評価の実施について」（平成 14 年 7 月 26 日老計発第 0726002 号本職通知）、「認知症介護研究・研修東京センターが評価機関としての業務を行う際の具体的な手続等について」（平成 14 年 7 月 31 日老計発第 0731001 号本職通知）については、廃止する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p>
<p>記</p> <p>1 自己評価及び外部評価について 地域密着型サービス指定基準及び地域密着型介護予防サービス指定基準</p>	<p>記</p> <p>1 自己評価及び外部評価について 地域密着型サービス指定基準及び地域密着型介護予防サービス指定基</p>

は、すべての認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む。以下同じ。）の事業者が常に遵守しなければならない最低水準の基準であり、市町村の指導監査や立ち入り調査において遵守状況の点検がなされるものである。

自己評価及び外部評価の実施については、地域密着型サービス指定基準の第 97 条第 8 項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第 86 条第 2 項に規定されたものであるが、自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該結果を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総合的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

各事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付けられているので、利用者に対しサービスを提供するに当たって、すべての介護従業者に対し、十分に意識付けを図ることが重要である。

2～5 （略）

6 福祉サービスの第三者評価、介護サービス情報の公表制度及び運営推進会議との関係

(1)・(2) （略）

(3) 地域密着型サービス指定基準第 108 条において準用する第 34 条第 1 項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第 64 条において準用する第 39 条第 1 項に規定される運営推進会議を活用した評価は、「第三者による評価」という点において、外部評価と同様の目的を有していることから、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 34 条第 1 項（第 88 条、第 108 条及び第 182 条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号、老老発 0327 第 1 号）で示した評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。

は、すべての認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む。以下同じ。）の事業者が常に遵守しなければならない最低水準の基準であり、市町村の指導監査や立ち入り調査において遵守状況の点検がなされるものである。

自己評価及び外部評価の実施については、地域密着型サービス指定基準の第 97 条第 7 項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第 86 条第 2 項に規定されたものであるが、自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該結果を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総合的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

各事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付けられているので、利用者に対しサービスを提供するに当たって、すべての介護従業者に対し、十分に意識付けを図ることが重要である。

2～5 （略）

6 福祉サービスの第三者評価及び介護サービス情報の公表制度との関係

(1)・(2) （略）

（新設）

(別紙3の2)

「認知症対応型共同生活介護事業所」におけるサービスの質の評価に関する業務委託契約書(参考例)

[事業者名を記載](以下「甲」という。)と[外部評価を行う評価機関名を記載](以下「乙」という。)は、「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第97条第7項に定める「指定認知症対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われるサービスの質の外部評価(以下「外部評価」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は、自ら運営する[事業所名を記載]の外部評価に関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めるところによる評価手数料を支払う。

(協力義務)

第2条 乙は、[課長通知]に沿って定める外部評価の実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、[事業所名を記載]におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、評価業務に全面的に協力する義務を負う。

(書面調査の調査票作成及び提出)

第3条 甲は、実施要領に基づく書面調査の調査票を作成し、乙に提出する。

(外部評価結果報告書の送付)

第4条 乙は、外部評価結果報告書を作成し、甲に送付する。

(評価手数料)

第5条 甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料として金〇〇〇〇〇円を支払う。

(評価手数料の支払方法)

第6条 甲は乙に対し、評価手数料のうち金〇〇〇〇〇円を申込金として、乙から請求のあった日の翌日から14日以内に支払い、残金は、訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から14日以内に支払う。

2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。

(契約の解除等による措置)

第7条 甲は、書面調査票を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。

(別紙3の2)

「認知症対応型共同生活介護事業所」におけるサービスの質の評価に関する業務委託契約書(参考例)

[事業者名を記載](以下「甲」という。)と[外部評価を行う評価機関名を記載](以下「乙」という。)は、「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第97条第7項に定める「指定認知症対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われるサービスの質の外部評価(以下「外部評価」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は、自ら運営する[事業所名を記載]の外部評価に関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めるところによる評価手数料を支払う。

(協力義務)

第2条 乙は、[課長通知]に沿って定める外部評価の実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、[事業所名を記載]におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、評価業務に全面的に協力する義務を負う。

(書面調査の調査票作成及び提出)

第3条 甲は、実施要領に基づく書面調査の調査票を作成し、乙に提出する。

(外部評価結果報告書の送付)

第4条 乙は、外部評価結果報告書を作成し、甲に送付する。

(評価手数料)

第5条 甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料として金〇〇〇〇〇円を支払う。

(評価手数料の支払方法)

第6条 甲は乙に対し、評価手数料のうち金〇〇〇〇〇円を申込金として、乙から請求のあった日の翌日から14日以内に支払い、残金は、訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から14日以内に支払う。

2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。

(契約の解除等による措置)

第7条 甲は、書面調査票を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。

2 甲が、書面調査票を提出した後、甲に起因する事情により訪問調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。

3 乙は、甲が第5条及び第6条に定める評価手数料を支払わない場合その他本契約上の協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

4 前3項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、支払い済みの申込金は返還しない。なお、その他の部分については、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により支払い済みの評価手数料の一部を返還する。

(不可抗力による契約の終了)

第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は、その部分について効力を失う。

2 前項の場合には、甲の支払済み評価手数料に対する乙の取扱いは前条第4項なお書の例による。

(秘密の保持)

第9条 乙は、甲より提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管するものとする。また、乙は、第1条に規定する業務遂行上知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上定める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(委託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前]

(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前]

2 甲が、書面調査票を提出した後、甲に起因する事情により訪問調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。

3 乙は、甲が第5条及び第6条に定める評価手数料を支払わない場合その他本契約上の協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

4 前3項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、支払い済みの申込金は返還しない。なお、その他の部分については、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により支払い済みの評価手数料の一部を返還する。

(不可抗力による契約の終了)

第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は、その部分について効力を失う。

2 前項の場合には、甲の支払済み評価手数料に対する乙の取扱いは前条第4項なお書の例による。

(秘密の保持)

第9条 乙は、甲より提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管するものとする。また、乙は、第1条に規定する業務遂行上知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上定める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(委託者) 甲 [事業者の名称、住所、代表者の名前 印]

(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]